

医企第 1266 号
令和 6 年 5 月 31 日

各関係団体会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に基づく病院、診療所、歯科診療所及び助産
所の報告の実施について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただき
お礼申し上げます。

標記のことについて、令和 6 年 5 月 24 日付けで、厚生労働省医政局総務課か
ら事務連絡がありました。

つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、本県における令和 5 年度の定期報告期限は令和 6 年 6 月 30 日まで
となっていることを申し添えます。

問合せ先
医療企画課 医療機能情報担当
電話 045-210-4869

事務連絡
令和6年5月24日

各都道府県衛生主管部（局）
医療機能情報提供制度担当課 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度に基づく病院、診療所、歯科診療所及び助産所の報告
の実施について（依頼）

平素から医療行政の推進について、御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

医療機能情報提供制度に基づく病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）からの報告については、令和6年1月以降、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告することが可能となり、同年4月1日からは、全国の病院等から報告された情報が医療情報ネットにおいて検索及び閲覧できるようになっているところです。

しかしながら、令和6年5月23日時点での病院等からの定期報告率は別紙のとおりとなっており、全ての病院等の情報が医療情報ネットにおいて検索及び閲覧できるようになるためには、更なる病院等からの報告の増加を図る必要があります。

各都道府県におかれましては、医療機能情報の報告が医療法上の病院等の管理者の義務となっており、当該報告の内容は医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報である点を踏まえ、改めて貴管下の病院等に対して、報告の実施を指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和6年7月頃に開催予定の「医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において病院等からの報告状況の公表を要請されており、都道府県ごとの報告状況について公表予定であることを御了知いただきますようお願い申し上げます。

また、医療情報ネットやG-MISに関するFAQを以下のとおり掲載しており、厚生労働省及びG-MIS管理事業者に寄せられた医療機能情報報告に係る不具合等に関する対処方法について、今後も順次掲載しますので、参考にしてください。

<https://med-func.cloud.redmine.jp/projects/faq/issues>

（参考：別紙）令和6年5月23日時点での病院等からの定期報告率

医療機能情報提供制度における令和5年度定期報告率について

○ 令和5年度定期報告率（病院、診療所、歯科診療所及び助産所の合計）は、67.8%となっている。（令和6年5月23日時点）

都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率
北海道		東京都		滋賀県		香川県	
青森県		神奈川県	59.2%	京都府		愛媛県	
岩手県		新潟県		大阪府		高知県	
宮城県		富山県		兵庫県		福岡県	
秋田県		石川県		奈良県		佐賀県	
山形県		福井県		和歌山県		長崎県	
福島県		山梨県		鳥取県		熊本県	
茨城県		長野県		島根県		大分県	
栃木県		岐阜県		岡山県		宮崎県	
群馬県		静岡県		広島県		鹿児島県	
埼玉県		愛知県		山口県		沖縄県	
千葉県		三重県		徳島県		全国平均	67.8%

分子：報告機関または都道府県等が定期報告ボタンを使用して報告した数（ステータスが報告済・再報告済・確認完了済となっている報告機関）

分母：都道府県システムからデータ移行を行い、定期報告ボタンを使用して報告することが可能な報告機関数

※ 新潟県・鳥取県・島根県については新規報告を実施した報告機関数/G-MISに登録されている報告機関数としている。

なお、報告率の算出方法については今後変更する可能性がある。